



一の利用者グループ (USG) といった主体自体のもつ「強さ」や「弱さ」を明らかにし、政策をそれら主体に対して「機会」や「脅威」を与える外部要因と見なした。そして、「機会」を活用し、「脅威」を防ぎ、「強さ」を促進し、「弱さ」を克服する方策を検討することにより、ミャンマーの UDG の戦略を支援するための政策的含意を提示した。

以上を 1- 2 章で述べた後、3 章でミャンマー乾燥地帯における USG メンバーの参加に影響を与える要因の分析結果を、4 章でフィリピンの CBFM における所有権問題の分析結果を述べている。そして、5 章でミャンマーとフィリピンの比較検討を行い、6 章で結論および政策的含意を整理している。ミャンマーの分権化は、住民への便益供与と権限委譲が最小限のままの、いわば別の形の集権化政策であった。一方で、TFM を除くフィリピンの CBFM は、住民への権限委譲を伴わない分権化政策であった。そして、ミャンマーでの「脅威」を取り除くための政策的含意として、(1)CFI を修正し木材産業への原料供給のため商業伐採を認める。(2)住民が伐採許可を取得するための手続きなど商業伐採に必要な規則を森林局が策定する。(3)USG の法的位置づけおよび排除の権利を確保するため、村有の燃材林造成を許可している森林法第 15 条を修正して強化する。(4)排除の権利を実行するための確実で強い制度を確立するため、CFI の中に森林保護・保全の条項を追加する、などを提示した。

以上のように、本研究はミャンマーとフィリピンの政策実態の分析に理論を活用し、今後のミャンマーのける森林政策に重要な示唆を得ることに成功しており、学術上および政策上の貢献が大きい。よって審査委員一同は、本論文が博士 (農学) の学位論文として価値あるものと認めた。